

～お互いが尊敬し支え合う明るいまちづくり～

# 社協会員を募集しています

ふれあいネットワーク

ひろげようやさしさの“輪”を

## 会員の種類

- 一般会費  
年額 ー□ **500円** (北秋田市に居住する世帯)
- 特別会費  
年額 ー□ **3,000円** (篤志家)
- 賛助会費  
年額 ー□ **5,000円** (施設・団体・企業)

※ 会費は年度毎の加入です。



## 会費の使いみち

### 居場所づくりを支援

人と人のつながりが地域を支えます。市内各地域の福祉活動を推進し助成支援や運営支援を行います。



### 次世代へ福祉の絆をつなげる

市内の小中高と連携して福祉体験学習や手話講座を行います。出前講座ののち実践活動の支援も行います。



### ボランティアの心を育てる

できることから誰かのために…。一人ひとりの思いやりを共助の活動につなげています。



### 災害支援

災害時は災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域みんなで助け合うしくみをつくっています。



### 全戸訪問総合相談

身近な相談から社会資源の創出まで、職員が地域に出向き、市民の方と福祉課題を一緒に考えます。



### 福祉情報の提供

地域福祉情報の提供や自治会や各種団体の活動を「社協だより」やホームページ等で紹介しています。



このほかにも認知症高齢者の見守りや権利擁護など、誰もが安心して過ごせる北秋田市の福祉づくりに活用しております。

# 社協会費についての Q & A

## Q1 社協（社会福祉協議会）とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進役」として位置づけられています。

地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、地域の福祉課題等を住民と一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

## Q2 社協会員とは？

地域福祉の推進は住民の意思を反映させ、地域の皆様が福祉推進に積極的に参加する「住民参加・住民主体」を理念としております。

そこで、北秋田市社協では、この「住民参加」や「住民主体」の一つの方法として、住民の皆様をはじめ各種団体や企業等の方々に会員になっていただき、地域住民の支え合いの活動を進めております。その財源として、住民の皆様に会費のご協力をお願いしております。

## Q3 会費は、どのように活用されているか？

皆様からご協力いただいた会費は、住民主体の活動を支える地域福祉活動支援事業など「一人ひとりの市民が、その人らしく地域でいきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を進めるための大切な財源として活用されております。

## Q4 会員に加入するには？

### 直接加入申し込みされる場合

- ①連絡先に会員加入を希望することをお伝え下さい。
- ②日程や場所を調整した上で会費を受領し、領収書を発行します。

### 振込により加入申込される場合

- ①連絡先に電話をいただければ会員専用の振込用紙を郵送します。
- ②近くの農協で会費をお振り込み下さい。

※なお、振込用紙の場合は手数料が発生いたします。

## 連絡先

社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 たかのす地域福祉センター

秋田県北秋田市花園町16番1号(受付 8:30~17:30)

電話 0186-69-8025 FAX 0186-63-2460

E-mail member@kitaakita-shakyo.or.jp

URL <http://www.kitaakita-shakyo.or.jp>